
保育の質を高めるための決議

平成21年6月19日

社団法人 全国私立保育園連盟

乳幼児期の子育て・保育は、人の心の基盤を育む重要な営みであり、その質を高めることの重要性は、改めていうまでもありません。

しかし近年、一方で都市部への人口集中、他方で農山村部での過疎化がそれぞれに子育て・保育をめぐる環境を大きく変えただけでなく、家族・地域におけるコミュニケーションの希薄化や、より便利でより快適なものを追求める消費者的行動への変化、一向に進まないワーク・ライフ・バランスと格差の拡大など、子育て・保育をめぐる環境は、むしろ悪化の道を辿っています。

こうした状況を背景に作成され、本年4月から施行された改定保育所保育指針は、「保育の質」という問題を改めてクローズアップし、保育者・保育所の自己評価や保育者の自己研鑽・研修の重要性、小学校との連携の強化などを提起しました。また、「質の向上のためのアクションプログラム」が策定され、「自己評価に関するガイドライン」等も示されています。

私たちは、これまでの第三者評価が拠り所としてきたような利用者の満足度をもって測る「サービスの質」ではなく、保育所保育指針が「保育の目標」に規定しているように、保育が「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ものとなっているかどうかによって判断される「保育の質」の向上を追求していきたいと思えます。同時にそれは、保育所・保育者の独断で進めるのではなく、保護者と密接に連携し、情報をできるかぎり共有し、協力関係を深めながら、ともに進めていくべきものであると理解しています。

保育は、多くの事業のように、計画・実行・評価・改善といったサイクルを回すことで質が確保されるような単純なものではありません。一人ひとりの子どもの表現からその子の内面を保育者が瞬時に汲み取り、判断し、子どもの主体的な行動として展開されていくよう、適切に援助していく、そのような営みです。そして、こうした営みは、ともに保育にかかわる複数の保育者が語り合い、振り返り、分かち合い、より確かなものとしていくことがたいせつです。

私たちは、保育時間がイコール勤務時間、いや保育時間が勤務時間を上回り時差勤務で保育をカバーしなければならないといった条件の下で、さまざまな工夫をしながら、その努力をしています。保育所というものが、子どもの育ちを助けるだけの施設ではなく、就労を含む家族の生活を支えるものでもあるという性格をもつ以上、私たちはこうした状況の下にあっても最大限の努力を行っていきます。

また、国及び地方公共団体に対しては、保育の質を高めるための具体的な施策、即ち、保育室や園庭等の保育環境の水準を確保するとともに、保育者が前記のようなことに余裕をもって向かえるような事務研修時間の保障、職員室の確保、また、保育者が子ども一人ひとりとしっかりと向き合うことが可能なような受け持ち定数の改善等の施策を早急に計画し、具体化されますよう、強く働きかけます。